学校法人別府大学管理運営規則　（抄）

（目　的）

第１条　この規則は、学校法人別府大学寄附行為第４条に基づき設置された学校の教育運営を円滑にし、学校法人別府大学（以下「法人」という。）及び学校事務の処理を適正にするため、事務の組織及び管理について規定することを目的とする。

第２条　この法人の管理運営に関しては、法令、寄附行為その他特に定めのある場合のほか、この規則の定めるところによる。

（学校設置）

第３条　法人に別府大学（以下「大学」という。）、別府大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）及び別府大学大学院（以下「大学院」という。）を置き、大学の附属校として明豊高等学校、明豊中学校、明星小学校、附属幼稚園及び明星幼稚園を設置する。

２　法人は前項に規定する学校のほか、境川保育園及び春木保育園（以下「保育園」という。）を設置する。

（大　学）

第４条　大学に文学部、食物栄養科学部及び国際経営学部を設け、文学部に、国際言語・文化学科、史学・文化財学科及び人間関係学科を、食物栄養科学部に食物栄養学科及び発酵食品学科を、国際経営学部に国際経営学科を置く。

２　大学に別科を設け、日本語課程を置く。

（短期大学部）

第５条　短期大学部に食物栄養科及び初等教育科を置く。

２　短期大学部に専攻科を設け、初等教育専攻を置く。

（大学院）

第５条の２　大学院に文学研究科及び食物栄養科学研究科を置く。

（図書館、博物館）

第６条　大学及び短期大学部に附属図書館を置き、大学に附属博物館及び大分香りの博物館を置く。

（大学、短期大学部設置の教育研究所、センター等）

第７条　大学に歴史文化総合研究センター、アジア歴史文化研究所、文化財研究所、アーカイブズセンター及び臨床心理相談室を置く。

２　短期大学部に幼児・児童教育研究センターを置く。

３　**大学及び短期大学部に合同設置の**地域連携推進センター、海外留学推進センター、**ＩＲセンター**、キャリア支援センター、地域社会研究センター、メディア教育・研究センター、日本語教育研究センター、発酵食品・加工食品地域共同研究センター、健康栄養教育研究センター及び健康センターを置く。

第７条の２　大学に看護学部設置準備室を置く。

２　看護学部設置準備室に関する規程は別に定める。

（以下　略）